

議案第44号

新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月10日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条中「いあわせた」を「居合わせた」に改める。

第14条を次のように改める。

（利率及び保証人）

第14条 災害援護資金は、据置期間経過後の延滞の場合を除き無利子とする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条の見出しを「（償還等）」に改め、同条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

第15条第3項中「償還免除、保証人」を「償還免除」に、「第12条」を「第11

条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第14条並びに第15条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、償還方法の拡充等を行い、被災者支援の充実強化に資するため、本案を提出する。